

平成 2 7 年度の安城市行政評価報告書に対する取組状況（概要）

～平成 2 7 年度取組結果と平成 2 8 年度取組状況～

1 平成 2 7 年度の主な取組結果

- (1) 防災一般事業 (No.1)
減災まちづくり研究会が、より実効性のある取組みを行っていくための運営方法について検討しました。また、地震対策アクションプランについては市民の声を反映させるため、市民アンケートを実施しました。
- (2) 市民参加・市民活動推進事業 (No.2)
市が任命する「協働サポーター」と協働で「協働サポータークラブ」を立ち上げました。協働サポータークラブには、市民活動補助金成果発表会の企画運営を依頼し、ファシリテーション等を担っていただいた。
- (3) 生活道路新設改良事業 (No.3)
生活道路の整備について、「FixMyStreet」などの ICT 技術を活用した市民サービスの可能性を先進他市を参考に研究、検討するためにアンケートを行いました。
- (4) 野外センター活用事業、野外センター開放事業 (No.4)
野外センターの一般利用者向けに市の広報、ウェブサイト等で PR を実施しました。また、ファミリーキャンプの参加者にアンケート調査を実施し、参加者の要望を把握しました。
- (5) 屋外体育施設管理事業 (No.5)
施設の利用度と利用満足度を高める手法を検討するため、窓口アンケート調査を実施し、利用者の属性を把握しました。アンケート結果からホームページの充実など P R 強化の手法や接遇向上のための方策を検討しました。
- (6) 文化財保護事業 (No.6)
堀内貝塚、東端八剣神社本殿、根崎八幡神社本殿、永安寺の雲竜の松の史跡説明看板をリニューアルし、QR コードを加えたことにより、屋外でもスマートフォンで史跡等の追加情報を得られるようになりました。
- (7) 地域包括支援センター運営事業 (No.7)
地域包括支援センターが設置された地域では、地域ケア地区会議を開催し、地域住民と専門職を交えて地域の課題などを検討しました。また、平成 27 年度は地域包括支援センターを新たに 3 ヶ所設置しました。

2 平成 2 8 年度の主な取組状況

- (1) 防災一般事業 (No.1)
減災まちづくり研究会の運営について検討する「運営委員会」を研究会内に設置し、取り組む内容や進め方等について協議する体制を構築しました。また、地震対策アクションプランについては、減災まちづくり研究会にて課題や意見をまとめ、プランに反映しました。
- (2) 市民参加・市民活動推進事業 (No.2)
福祉まつりにおいて、協働サポータークラブと協働で市民参加・市民協働の啓発活動を行いました。また、市民活動団体の交流・マッチングの機会となる「市民活動交流会 2016」（市民交流センター自主事業）の開催に向けて、協働サポータークラブが企画・運営を行い、準備を進めています。
- (3) 生活道路新設改良事業 (No.3)
アンケート結果を踏まえ、生活道路整備を含めた町内会土木要望等について、ICT 技術を活用した「情報の見える化」を検討しています。
- (4) 野外センター活用事業、野外センター開放事業 (No.4)
野外センターへの指定管理者制度の導入について、調査・研究を行い、野外センター単独での指定管理者制度の導入は困難と判断しました。
- (5) 屋外体育施設管理事業 (No.5)
ホームページに各施設の写真や情報を詳細に掲載するなど、見やすさ・わかりやすさの向上や接遇に関する職場内研修会を実施しました。また、高齢者や障害者、企業の運動会等の催しについて、総合運動公園内運動施設での開催の受け入れを行いました。
- (6) 文化財保護事業 (No.6)
歴史の散歩道「三河安城駅周辺の開拓の歴史をめぐる」を、二本木地区の市民団体と協働で作成しています。また、ウォーキングについては、「春の歴史ウォーク・安城古戦場ウォーク・桜井の史跡縦断ウォーク」を安城ふるさとガイドの会と協働で実施しました。
- (7) 地域包括支援センター運営事業 (No.7)
地域ケア地区会議から課題として出された認知症高齢者捜索声かけ訓練を全中学校区で実施しました。また、地域の見守り活動を住民だけで行うのではなく、民間の事業者の協力を得るため、高齢者見守り事業者ネットワークの協定を締結しました。

平成27年度安城市行政評価報告書に対する取組状況調査

平成28年度

事業番号	課名	事務事業名	行政評価委員会の指摘事項	平成27年度から対応する内容	平成27年度取組実績	平成28年度以降で対応予定の内容	平成28年度取組状況
1	危機管理課	防災一般事業	・「防災一般事業」の中の取り組みが多すぎて、事業自体の目標が不明確になっている。何を目標にするのかを検討して整理し、複数の事業に分割することを検討していただきたい。	地震、風水害、国民保護事業等の非常時の対策は共通の内容(避難所、備蓄等)が多くあり、災害毎等に事業を分割することは困難。その中で事業をより分かりやすくするための工夫を検討していく。	防災一般事業の事業分類について、事業管理しやすい分類方法の検討をしました。	市民目線での分かりやすい事業分類を検討していく。	防災減災の推進関連事業(主にソフト事業)と防災関連設備の整備事業(主にハード事業)に事業を分割します。
			・人材なくして減災なし。場所や設備、備品の備えも大切であるが、それを活用できる人がいてはじめて減災まづくりが実効性を持ち、具体的に推進される。担い手として現在は自主防災会や町内会が期待されているが、高齢化という課題があることを踏まえ、中学校区単位での地域防災コーディネーターの育成など、人材育成や組織構築、実地訓練なども検討していただきたい。	安城市、自主防災組織等の防災関係組織と連携をとって防災活動できる人材の発掘、育成方法の洗い出しを行う。 市内の防災ボランティア、NPO法人(防災関連)の再確認、防災士資格取得者等の調査をし、市内の人材の現況を把握をする。 安城市が人材育成のため実施している自主防災組織リーダー養成研修の内容を再検討するとともに、新たな事業計画(案)についても検討していく。	市内の防災ボランティア、NPO法人(防災関連)の再確認及び日本防災士機構に市内の防災士資格取得者の調査を実施し、人材の現況を把握しました。	洗い出された内容について、実現可能とするための課題を整理し、事業化を検討する。	自主防災リーダー養成研修で、更なるスキルアップとして、あいち防災協働社会推進協議会が主催している防災減災カレッジの受講や防災士資格取得の啓発を行いました。また、受講者が防災減災カレッジの受講や防災士資格取得に取り組めるよう補助制度の検討をしています。
			・具体的な防災・減災のアクションプランは、市民協働で作成される必要がある。減災まづくり研究会の運営を検討し、市民や事業者も含め、広く英知を集めた実効性のある取り組みをしていただきたい。	減災まづくり研究会において、学識者の講義や先進事例等から、より実効性のある取り組みを今後共に協議し、進めていく。また、地震対策アクションプランについても、減災まづくり研究会や市民アンケート等にて積極的に市民の声を反映させていく。	減災まづくり研究会が、より実効性のある取組を行っているための運営方法について検討しました。また、地震対策アクションプランについては、市民の声を反映させるため、市民アンケートを実施しました。	減災まづくり研究会において、学識者の講義や先進事例等から、より実効性のある取組や進め方等について協議する体制を構築しました。また、地震対策アクションプランについては、減災まづくり研究会にて課題や意見をまとめ、プランに反映しました。	
2	市民協働課	市民参加・市民活動推進事業	・活動内容や活動の実態の把握をし、市民参加・市民協働のレベルアップと広がりを積極的に支援していただきたい。	市民交流センター(市民活動センター)の登録団体の実態を把握するため、利用状況・活動状況を整理するように指定管理者へ指示する。その結果を分析することでより効果的な支援の仕方を検討していく。	利用者の状況を把握するため、10月1日から10月23日までに実施した施設利用者アンケートの結果を検証し、団体ニーズがあったフェイスブックの開設、社会福祉協議会ボランティアセンターとの団体登録手順の共有化などを行いました。	次期市民協働推進計画を策定するため、平成28年度に市民活動団体へのアンケートを実施する予定であり、実態等を把握できるような内容を盛り込んでいく。	平成28年8月2日から18日までの期間で「安城市市民協働に関する市民活動団体アンケート」を実施しました。418団体に依頼し、284団体から回答を得ました。(回収率:67.94%)アンケート結果を分析し、課題等を把握したうえで、次期プランに活用します。
			・市民活動センターにはハブ機能が期待されているが、その機能がどれだけ果たされているのか、課題は何であるのかを検証し、市民に情報公開していただきたい。社会福祉協議会ボランティアセンター、生涯学習ボランティアセンター及び青少年の家との情報共有がどこまで進んでいるのか、またまづくり人養成講座の修了者が協働コーディネーターとしてどのように活躍しているのかについても検討していただきたい。	①市民活動センターの中間支援等の機能については、今年度、市民協働推進計画(H25～H29)の中間年として課題等を整理し、市民交流センター運営委員会にて審議した。今後、ホームページで公表していく予定。 ②社協ボランティアセンター登録団体と市民活動センターの登録団体は重なる部分が多いことから、登録手続の共通化を検討している。その他のボランティアセンターとも情報共有していく。 ③H26年度のまづくり人養成講座を終了した人の中から「協働サポーター」として今年度から任命した。そのサポーターから組織される「協働サポータークラブ」を設立し、中間支援等を進めていく。	①市民交流センターのウェブサイト上に運営委員会のページを新設し、審議された内容を公表しました。 ②社会福祉協議会ボランティアセンターと協議・調整のうえ団体登録手順の共有化などを行いました。 ③市が任命する「協働サポーター」と協働で「協働サポータークラブ」を立ち上げました。クラブには、市民活動補助金成果発表会の企画運営を依頼し、ファンリテーション等を担っていただいた。	③「協働サポーター」の人材は継続して養成していく。「協働サポータークラブ」については、活動を積み重ねレベルアップを図り、充実させていく。将来的には、より積極的な団体のマッチング、課題解決のためのファンリテーション等を担える「協働コーディネーター」を養成していく。	協働サポータークラブと協働で、10月2日開催された福祉まつりで市民参加・市民協働の啓発活動を行いました。また、市民活動団体の交流・マッチングの機会となる「市民活動交流会2016」(市民交流センター自主事業)について、2月26日開催に向けて協働サポータークラブが企画・運営を行い準備を進めています。
			・自治基本条例等の施行前後で市民参加と市民協働がどのように変化・向上したのかを、市民参加推進評価会議、市民協働推進会議、市民活動センター運営会議等で検討し、その結果を市民に公開していただきたい。	市民参加条例及び市民協働推進条例が施行されてからの変化等を把握・分析し、関係する審議会等で説明し、公表していく。	平成28年度に策定をする次期市民協働推進計画の中で、現行計画の総括に含めて整理をします。	5年毎に実施される自治基本条例の検証や市民協働推進計画の見直しの際に、市民参加・市民協働の成果を検証し、各会議等で説明をしていく。	市民参加・市民協働の状況を把握するためのアンケート調査を7月から8月に市民、市民活動団体及び町内会に対して実施しました。また、今年度中に現行計画の総括評価を行う中で、成果を検証します。

事業番号	課名	事務事業名	行政評価委員会の指摘事項	平成27年度から対応する内容	平成27年度取組実績	平成28年度以降で対応予定の内容	平成28年度取組状況
3	土木課	生活道路新設改良事業	・広報や市のWebページ、またICT技術やアプリ(FixMyStreet等)を活用し、広く要望を聞くとともに、要望に対する結果とその経緯を市民に公開し、生活道路の整備について市民の理解を得る努力をしていただきたい。	「FixMyStreet」などのICT技術を活用した市民サービスの可能性を先進他市を参考に研究、検討する。市公式ウェブサイトに掲載する情報の見直しを定期的に行い、常に最新情報提供に努める。	「FixMyStreet」などのICT技術を活用した市民サービスの可能性を先進他市を参考に研究、検討するためにアンケートを行いました。	生活道路整備を含めた町内会土木要望等について、ICT技術を活用した「情報の見える化」に取り組みたい。	アンケート結果を踏まえ、生活道路整備を含めた町内会土木要望等について、ICT技術を活用した「情報の見える化」を検討しています。
			・生活道路の整備が防災、防犯、交通安全など市民生活に大きく影響を与えることを再認識し、他部署・他部門と情報を共有して、道路という「線」で考えが終わることなく、まちづくりという「面」という視点で考えていただきたい。	生活道路を整備する際には、安全対策としての交差点カラー舗装等を併せて行うように努める。	生活道路を整備する際には、安全対策としての交差点カラー舗装等を併せて行いました。	都市計画課などの計画部門との調整、連携をとりながら事業を進めたい。	地元からの土木要望査定基準の見直しを行いました。また、町内会土木要望調整会議を開催し、他部署と情報の共有化、連携の強化を行いました。
			・生活道路の整備は、安城市が目指す持続可能なコンパクトシティの血管として、明快な判断と丁寧な市民への説明に基づいて、地域と協働して整備を進めていただきたい。	町内会土木要望に関して、町内会長連絡協議会理事会及び各町内会への報告時には当該年度分のみ報告としていたが、過年度分も併せて報告を行う。	町内会土木要望に関して、町内会長連絡協議会理事会及び各町内会への報告時には当該年度分のみ報告としていたが、過年度分も併せて報告を行いました。	町内会土木要望に関しての報告書類や書式等を町内会が分かりやすくなるような工夫をする。生活道路整備の情報発信として、整備前後の効果検証やPRIについて、ホームページにて公開していく。	町内会土木要望に関しての報告書類やアンケート様式等について、町内会や市民にわかり易い表現に変更しました。
4	学校教育課 スポーツ課	野外センター活用事業 野外センター開放事業	・「学校教育の一環」という理由で精神論や希望的観測を示すだけではなく、小中学生また学校及び一般市民の認識と期待とニーズを把握し、支出の必要性について市民の理解を得る努力をしていただきたい。	学校の利用がない土・日曜日は一般利用者へ開放できることを、引き続きPRしていく。	市の広報、ウェブサイト等で一般利用者向けにPRを実施しました。	自然教室は多くを学ぶ機会であり、レビューでもご理解をいただいているところである。受益者である小中学生の保護者については、引き続き説明会等を開催しご理解をいただく。また、保護者アンケート手法等で実施後の児童生徒への効果について検証していきたい。	児童生徒には、事前学習を行いました。また、保護者には、保護者説明会を開催し、自然教室の意義を説明しました。学校ホームページでは、できる限り実施の様子を掲載し、保護者へ情報が伝わるよう配慮しました。
			・安城市の整備いかんによってその施設が存在する地域との交流が生まれることにもなる施設であることを踏まえ、当該地域との連携を進めるとともに、安城市民の考えやアイデアを事業に取り入れて、指定管理者制度を含め、管理運営するしくみを検討していただきたい。	一般市民への開放や、地元の学校やグループが利用してもらえるようPRLしたり、ファミリーキャンプのアンケートから参加者の要望などを取り入れ、内容をより充実する。	ファミリーキャンプ参加者にアンケート調査を実施し、参加者の要望を把握しました。	費用対効果がないため冬季利用ができるような施設改修は行わない。実質的に利用可能期間が3ヶ月であっても施設管理を引受けるところがあるか探していく。	指定管理者制度の導入について、調査・研究を行いました。野外センターは冬期終了後に雇用がなくなり、指定管理者制度を導入するには、近隣施設の管理を受託できるかによるとのことであり、県や他市での指定管理実施施設は、敷地内一体管理や市内スポーツ施設と合わせて指定管理を行っているため、野外センター単独での指定管理は困難であると考えられます。
			・地域間交流を積み重ねてきた根羽村の施設活用についても検討していただきたい。	一般利用の方の申請時には、利用手引きのほかに地元の施設や名所パンフレットなどを配布して、行き帰りに楽しんでもらえるように案内する。	一般利用者等に地元の観光パンフレットを配布しました。	親睦的な交流を目的とした市民団体の交流会場となるよう関係部署を通じて市民団体に働きかけをしていく。根羽村役場に広報を依頼し、根羽村民にもデイキャンプ等で利用していただくようPRしていく。根羽村の施設の利用については、根羽村役場とも相談しながら、学校利用の際に体験活動で利用が可能かどうか模索していく。	根羽村を訪問し、村民利用についてお願いをしました。根羽村施設の利用については、村としては協力的でしたが、生徒が自然教室の実施中に移動することが困難であるとともに、一度にバス8台が収容できる状況にもないため、実施は困難であると考えられます。

事業番号	課名	事務事業名	行政評価委員会の指摘事項	平成27年度から対応する内容	平成27年度取組実績	平成28年度以降で対応予定の内容	平成28年度取組状況
5	スポーツ課	屋外体育施設管理事業	・「健康都市」構想やエコサイクルシティ計画の中で重要な役割を担う施設の管理事業として、利用者状況を把握し、高齢者や障害者を対象とした施設の積極利用や市内の事業所への施設利用の働きかけなど、新たなニーズの掘り起こしを行いながら、施設の目的と実現すべき目標を明確にし、利用度を高める戦略を検討していただきたい。	利用者の属性を把握するため、窓口でのアンケート調査を実施し、新たなニーズの掘り起こしと利用者の増加につながる取り組みを検討する。	施設の利用度と利用満足度を高める手法を検討するため、窓口アンケート調査を実施し、利用者の属性を把握しました。ホームページがあまり見られていない状況がわかり、ホームページの充実などPR強化の手法を検討しました。また、接遇の好感度に関し「どちらともいえない」という回答があり、接遇向上の余地があることがわかり、接遇向上のための方策を検討しました。	検討結果に基づき、新たなニーズの掘り起こしや利用者の増加につながる取り組みを実施する。	ホームページに各施設の写真や情報を詳細に掲載するなど、見やすさ・わかりやすさの向上に心掛けました。あわせて、接遇に関する職場内研修会を実施しました。高齢者や障害者、企業の運動会などの催しについて、総合運動公園内運動施設での開催の受け入れを行いました。
			・公共交通機関や自転車の利用を前提として、他の部署と連携し、あんくるバスのコースや時刻の変更、自転車道や駐輪場の整備を検討することで、根本的な改善を図っていただきたい。	あんくるバス、名鉄バスの運行については、交通政策部局である都市計画課と、施設の利便性の向上に資する運行条件について検証を行う。自転車道や駐輪場については、自転車での来場状況を鑑み、県への依頼や整備の必要性の検討を行う。	バスの運行については、休日の体育館前までの乗り入れなど、都市計画課と検証を行いました。多額の費用が必要となることから、変更は困難であると判断しました。自転車道や駐輪場については、窓口アンケート調査で、自動車での来場が非常に多い状況がわかり、自転車道整備についての県への依頼や駐輪場の新たな整備については、様子を見ることにしました。	検証、検討の結果に応じ、関係団体への依頼や施設の整備を行う。	ホームページに駐車場混雑状況を掲載するとともに、大会主催者との打ち合わせ時に、公共交通機関や自転車での来場を促すなど、自動車での来場を減らすよう呼び掛けを行いました。
6	文化振興課	文化財保護事業	・文化財保護には市民の理解と支援が欠かせないが、そのためには、学芸員の専門知識をわかりやすく市民に伝える仲介者の存在が重要である。その仲介者を養成する講座などの開催を進めていただきたい。また歴史博物館は指定管理となっているが、その決定において、仲介者としての能力とともに、市民の活用とボランティア団体の育成も考慮していただきたい。	学芸員と市民とをつなぐ「仲介者」としては、かねてから「安城ふるさとガイドの会」と協働で事業を進めてきた。例えば、講義や実地研修などを経て、現在、15名程度が本證寺のガイドが可能となっている。また、歴史博物館指定管理者選定については、仕様書に市民協働とボランティアの育成を盛り込んでいる。選定のプレゼンテーションでも、応募者はこの点について積極的に行う旨を語っていた。	2月3日に、生涯学習課と共同で「シルバーカレッジ・ステップアップ講座」を開催しました。ここで、「安城ふるさとガイドの会」をはじめ13団体がプレゼンテーションを行い、会員募集を呼びかけました。また、指定管理者は、スタッフに桜井風保存会との関わりのある方を加えるなど、地域のボランティア団体の育成を考慮しています。	本證寺ガイドの人材を増やしていくとともに、約30名の安城ふるさとガイドの会の会員自体が増える方策を考えたい。また、同様な団体として、博物館ボランティア、土器作りボランティア、本證寺ハスの会、桜井風保存会などがあるが、こうした市民団体がより良い「仲介者」となれるよう、育成および協働作業を進めていきたい。	10月から、ボランティア団体と協働で、「ボランティア養成講座」を開催し、現在も実施しています。新規会員が加わり、活動が活性化することで、ボランティア団体の育成を行ってまいります。また、指定管理者については、博物館ボランティアの例会に出席し、その活性化について協議中です。
			・AR(Augmented Reality・拡張現実)などICT技術を積極的に活用し、文化財が今を生きる私たちにどう繋がっているのかを示す取り組みをしていただきたい。	今年度から開始した史跡説明看板リニューアル事業では、各看板上にQRコードを加え、文化財と私たちの生活とのつながりなどの付加情報をスマートフォンなどを通して享受できるようにしていく予定である。	堀内貝塚、東端八剱神社本殿、根崎八幡神社本殿、永安寺の雲竜の松の史跡説明看板をリニューアルし、QRコードを加えました。これで、屋外でもスマートフォンで史跡等の追加情報を得られるのは、26年度実施分も含めて5基となりました。	平成28年度は、「安城市文化財図録」Web版を917千円で制作委託する。これにより、屋外にいても文化財に関する情報が得られるようになる。こうしたコンテンツの充実を進めていきたい。	現在、「安城市文化財図録」Web版を業務委託により作成しています。
			・他部署や市民活動団体等と連携し、安城市内の施設や遺跡等を人が回遊し、商店街等も活性化する施策を進めていただきたい。中心市街地に設置される(仮称)図書情報館、歴史博物館、本證寺(歴史公園)、デンパークなどを、ウォーキング・サイクリング・あんくるバス等で効果的に活用できるようにしていただきたい。	今年度、岡崎市と豊田市の観光協会と連携して「松平武将観光」のモデルコース作りを行い、パンフレットを制作した。今後は、順次、その内容の充実を図ってきたい。また、現在、6コースある歴史散歩コース「歴史の散歩道」を2コース(本證寺専門コース、明治航空基地コース)追加する予定である。	「松平武将観光」のモデルコース作りを行い、パンフレットを制作しました。また、歴史の散歩道「三河一向一揆の舞台 本證寺を歩く」と「明治航空基地と東端・根崎・城ヶ入を歩く」を作成しました。	「歴史の散歩道」は、最終的に10コースとするとともに、史跡以外にも説明看板(QRコードが入り、解説とともにナビゲーションとも連動する)を随所に設けていく予定である。また、複数のコースを組合わせ、自転車やバスなどで広範囲に巡回できる工夫を考えていきたい。	今年度は、歴史の散歩道「三河安城駅周辺の開拓の歴史をめぐる」を、二本木地区の市民団体と協働で作成しています。また、ウォーキングについては、4月29日に春の歴史ウォーク、11月19日に安城古戦場ウォーク、20日に桜井の史跡縦断ウォークを安城ふるさとガイドの会と協働で実施しました。

事業番号	課名	事務事業名	行政評価委員会の指摘事項	平成27年度から対応する内容	平成27年度取組実績	平成28年度以降で対応予定の内容	平成28年度取組状況
7	高齢福祉課	地域包括支援センター運営事業	・「安城版」地域包括ケアシステムの「安城版」と言える部分を、周知・広報していただきたい。自助の部分と共助の部分、そして公助の部分を明確にし、市民が、自分が何をすべきなのか、町内会や福祉委員会等が何をすべきなのかを認識するような情報発信をしていただきたい。	平成27年度当初から、まちかど講座メニュー「これからの高齢社会を考える～地域包括ケアで支えよう～」を設け、今年度上半期で13回実施、広報紙7/15号に特集記事掲載、安城更生病院での病院祭では市民公開講座でのテーマに取り上げていただくと、関係者と協力して普及啓発を図っています。今後も普及啓発を行う上で、地域包括ケアシステムの主役は住民であるが、地域住民の活動を専門職(医療・介護)や行政・社協が連携して支えること、住民は関係機関へ繋ぐことが期待されることを強調して伝えていきます。また、地域住民主体で高齢者を支える活動を支援するための補助制度を平成27年度から開始したので、制度を活用していただき、地域での共助が広がるよう、社会福祉協議会を通して普及啓発を図ります。	まちかど講座や研修の場等で地域包括ケアを啓発しました。(19回1,244人) 広報あんじょう7月15日号で地域包括ケアの特集ページを掲載しました。 市民フォーラム(在宅医療・認知症)で周知をするとともに、更生病院の市民公開講座、健康推進課主催の健康づくりフォーラムなどでも取り上げられました。 また、通いの場等を住民主体で運営する団体等に運営費等の補助を開始しました。(4団体)	平成28年度以降も順次、各中学校区に地域包括支援センターを整備し、地域包括ケアシステム構築の中核機関として位置付けるとともに、センターを中心に地域ケア地区会議を開催し、地域住民の皆様に参加していただき、安城市版地域包括ケアシステムについて情報発信し、理解していただくように努めます。 まちかど講座の内容を見直すとともに、より多くの団体に聴講していただくよう周知を図ります。	地域包括支援センターを新たに2ヶ所設置しました。 まちかど講座の内容を分かりやすいよう修正しました。開催回数は9回、353人(H28.10末)開催しています。 また、昨年同様市民フォーラム(在宅医療・認知症)でも説明しました。各地域においては、地域ケア地区会議の場で各地域包括支援センターの職員が説明しています。 市役所全職員を対象に地域包括ケアについて研修会を開催し、周知しました。
			・行政として、町内会や福祉委員会、医療機関、福祉事業者、社会福祉協議会などが十全に協働できる環境づくりを進めていただきたい。	平成26年度から地域包括ケアモデル事業を開始し、併せて地域包括支援センターを各中学校区に順次整備する中で、地域の課題を共有し、解決するための仕組みとして地域ケア地区会議を開催しています。地区会議には医師会から推薦された医師や歯科医師会、薬剤師会からも参加があり、福祉事業者や社会福祉協議会も参加しますので、この会議に地域の皆様にご参加いただき、協働して地域づくりに取り組める仕組みとして十分機能できるよう、行政として支援します。	地域包括支援センターを新たに3ヶ所設置しました。 地域包括支援センターが設置された地域では、地域ケア地区会議を開催し、地域住民と専門職を交えて地域の課題などを検討しました。	地域ケア地区会議は、地域の課題を共有し、課題を解決することを目指して運営します。 平成28年度以降、積極的に地区の課題を拾い上げて、課題の解決に向けて取り組みます。	地域包括支援センターを新たに2ヶ所設置しました。設置が済んでいる6中学校区では地域ケア地区会議を開催し、地域住民と専門職が一緒に、地域の課題の検討に取り組んでいます。 また、昨年度の地域から課題として出された認知症高齢者捜索声かけ訓練を全中学校区で実施しています。
			・町内会に過度の負担がかからないように配慮としくみづくりを実現していただきたい。	町内会ははじめ地域福祉活動に携わる地域住民の皆様の役割としては、個人の生活上等の問題が発生した場合には関係機関へ繋いでいただくことです。市をはじめとする関係機関が連携し、地域住民の皆様の主体的な活動を支援する仕組みをつくることが行政の役割と認識しております。地域住民の皆様が可能な範囲で、高齢者の通いの場、生活支援活動の輪が広がるよう、地域住民団体等の活動を支援する制度を開始しました(H27.7月～)	地域の中で問題を抱えた個別ケースについて、地域住民だけで対応するのではなく、専門職を含めて対応できるよう地域ケア個別会議を開催しました。(99回) また、通いの場等を住民主体で運営する団体等に運営費等の補助を開始しました。(4団体)	高齢者を支える地域包括ケア構築に向け、NPO、市民団体、民間事業者にも理解と協力を得るように働き掛けます。 町内会の負担を軽減できるよう、専門職その他関係者が連携して支える仕組みを形成していきます。	昨年に引き続き、地域ケア個別会議を各中学校区で地域包括支援センターが主体となり、開催しています。 また、通いの場等を住民主体で運営する団体等に運営費等の補助を継続しています。 地域の見守り活動を住民だけで行うのではなく、民間の事業者の協力を得るために、高齢者見守り事業者ネットワークの協定を締結しました。